

○長崎県畜産クラスター構築事業補助金実施要綱（令和8年3月30日付け7畜第731号）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
長崎県畜産クラスター構築事業費補助金実施要綱	長崎県畜産クラスター構築事業費補助金実施要綱
<p>制 定 平成27年4月1日27畜第12号 一部改正 平成28年4月1日27畜第719号 一部改正 平成28年11月29日28畜第648号 一部改正 平成30年3月28日29畜第825号 一部改正 平成31年3月29日30畜第787号 一部改正 令和2年4月1日2畜第20号 一部改正 令和3年4月1日3畜第20号 一部改正 令和4年4月1日4畜第15号 一部改正 令和5年4月17日5畜第170号 一部改正 令和6年4月2日6畜第131号 一部改正 令和7年3月18日7畜第691号 <u>一部改正 令和8年3月30日7畜第731号</u></p>	<p>制 定 平成27年4月1日27畜第12号 一部改正 平成28年4月1日27畜第719号 一部改正 平成28年11月29日28畜第648号 一部改正 平成30年3月28日29畜第825号 一部改正 平成31年3月29日30畜第787号 一部改正 令和2年4月1日2畜第20号 一部改正 令和3年4月1日3畜第20号 一部改正 令和4年4月1日4畜第15号 一部改正 令和5年4月17日5畜第170号 一部改正 令和6年4月2日6畜第131号 一部改正 令和7年3月18日7畜第691号</p>
<p>第1条 本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力の向上又は畜産・酪農の持続性、社会的価値を向上させる計画・目標の達成のための取組を総合的に推進するため、別表に定める事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において長崎県畜産クラスター構築事業費補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日付け長崎県告示第460号の12。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条 本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性等の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）及び食料安全保障の実現に資する取組を支援することを旨とするものとする。</p>	<p>第1条 本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組を総合的に推進するため、別表に定める事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において長崎県畜産クラスター構築事業費補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日付け長崎県告示第460号の12。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条 本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。</p>

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益性等の向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

第3条～23条（略）

（他の施策等との関連）

第24条 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1～2（略）

3 環境負荷低減に向けた取組

（1）事業の参加者は、事業申請時及び事業実績報告時に、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」）（参考様式）を畜産クラスター協議会に提出するものとする。なお、事業申請時には、環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実績報告時までの期間中に実施する旨をチェックしたものを提出し、事業実績報告時には、各取組について、事業実績報告までの期間中に実施したか否かをチェックしたものを提出するものとする。

（2）畜産クラスター協議会は、（1）により提出を受けた環境負荷低減チェックシートを収集し確認するものとする。また、畜産クラスター協議会は、収集した環境負荷低減チェックシートを保管するとともに、一覧にまとめ、知事へ提出するものとする。

4～5（略）

6 労働環境改善の取組

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益性向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

第3条～23条（略）

（他の施策等との関連）

第24条 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1～2（略）

3 環境負荷低減に向けた取組

事業実施主体は、事業申請時及び事業実施状況報告時に、本事業の参加者から、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」（参考様式）の提出を受けるものとする。

4～5（略）

6 新設

本事業の参加者のうち法人経営体及び常時5名以上を雇用する個人経営体は、従業員を雇用保険及び労働者災害補償保険に加入させるものとする。また、常時5名未満を雇用する個人経営体は、積極的に従業員を雇用保険及び労働者災害補償保険に加入させるよう努めるものとする。

7 生乳需給安定に向けた取組

本事業の受益者が酪農経営を営む者又は団体となる場合、生乳需給安定のために必要な要件については、知事が別に定めるものとする。

8 個人情報等の適正な管理

第25条～26条（略）

附則（平成27年4月1日27畜第12号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（一部改正 平成28年4月1日27畜第719号）

この要綱の一部改正は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 平成28年11月29日28畜第648号）

この要綱の一部改正は、平成28年11月29日から施行する。

附則（一部改正 平成30年3月28日29畜第825号）

この要綱の一部改正は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 平成31年3月29日30畜第787号）

この要綱の一部改正は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和2年4月1日2畜第20号）

この要綱の一部改正は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和3年4月1日3畜第20号）

この要綱の一部改正は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和4年4月1日4畜第15号）

この要綱の一部改正は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和5年4月17日5畜第170号）

7 新設

6 略

第25条～26条（略）

附則（平成27年4月1日27畜第12号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（一部改正 平成28年4月1日27畜第719号）

この要綱の一部改正は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 平成28年11月29日28畜第648号）

この要綱の一部改正は、平成28年11月29日から施行する。

附則（一部改正 平成30年3月28日29畜第825号）

この要綱の一部改正は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 平成31年3月29日30畜第787号）

この要綱の一部改正は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和2年4月1日2畜第20号）

この要綱の一部改正は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和3年4月1日3畜第20号）

この要綱の一部改正は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和4年4月1日4畜第15号）

この要綱の一部改正は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和5年4月17日5畜第170号）

この要綱の一部改正は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和6年4月2日6畜第131号）

この要綱の一部改正は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和7年3月18日6畜第691号）

この要綱の一部改正は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和8年3月30日7畜第731号）

この要綱の一部改正は、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（略）

様式第1号～15号（略）

この要綱の一部改正は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和6年4月2日6畜第131号）

この要綱の一部改正は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附則（一部改正 令和7年3月18日6畜第691号）

この要綱の一部改正は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（略）

様式第1号～15号（略）